

第75号議案

春日市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

春日市下水道事業の設置等に関する条例(昭和63年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。